

市川市狭い道路対策事業の手引き

平成30年9月

(令和5年8月一部改正)

市川市 街づくり部 建築指導課

1. 制度の概要

狭い道路は、私たちが日常生活を行う上で、交通上や安全上の問題があるばかりでなく、緊急時や災害時において緊急車両の乗り入れが出来ないなど、消防・救急活動に大きく支障をきたします。

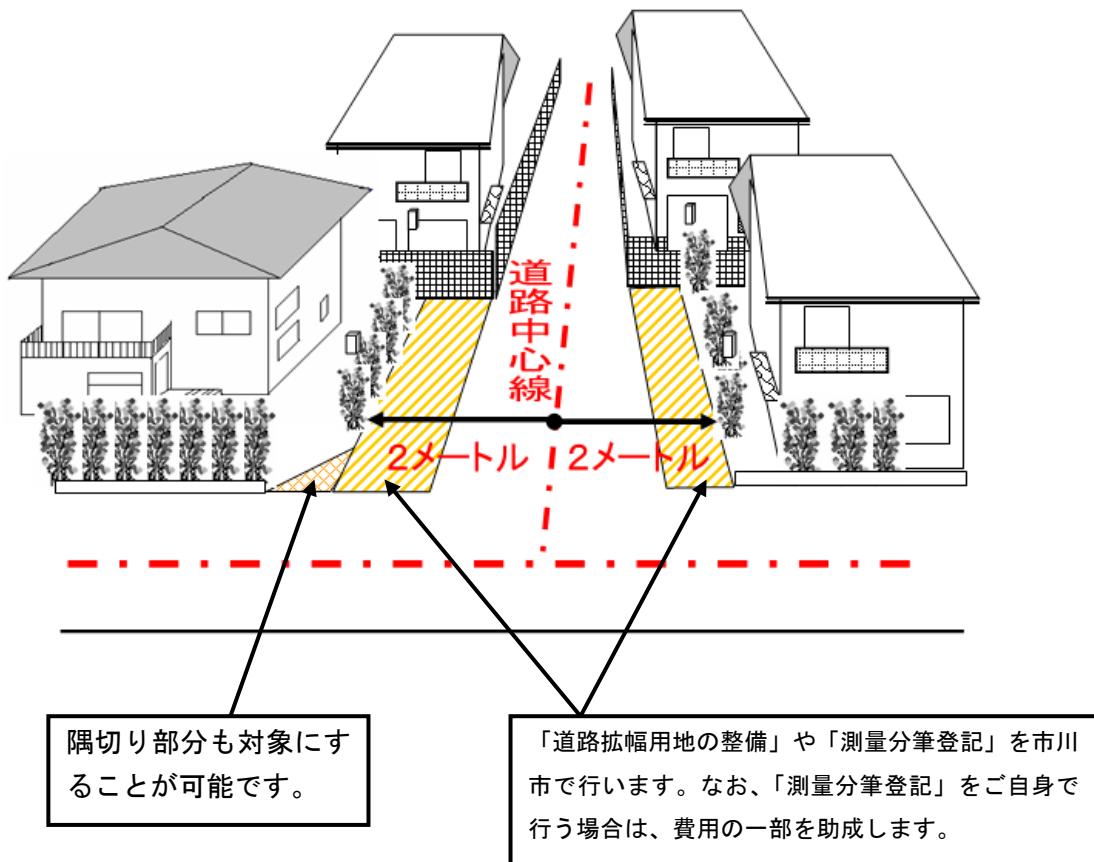
市川市ではこれらの課題を解消するため、平成25年度から道路拡幅用地を市川市に寄附するために必要な測量と境界杭の設置や測量図の作成及び分筆登記など一連の作業(以下、「測量分筆登記」という。)と「道路拡幅用地の整備」を市川市で行っています。また、「測量分筆登記」をご自身で行う場合はその費用の一部を助成しています。

2. 対象となる狭い道路

原則として、以下の項目を満たしている狭い道路が対象で、道路拡幅用地を市川市に寄附できることが条件となります。なお、寄附できない特別な理由がある場合は別途ご相談ください。

- ・市川市が管理している市川市道又は法定外公共物の道路であるもの。
 - ・建築基準法第42条第2項道路若しくは同法第43条第2項に定める道又は空地であるもの。
- ※建築基準法上の道路種別については、お手数ですが建築指導課の窓口でご確認ください。

狭い道路対策事業のイメージ



3. 対象となる事業

対象となる事業は、建築等に伴いこれからセットバックを行うもの、又は過去にセットバックを行ったが道路拡幅用地の整備や分筆が行われていないものが対象です。ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- ・市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に係る条例第5条第1項第1号から第3号までの

いざれかに該当する事業の場合。

第1号：都市計画法第29条の規定による許可が必要な開発行為

第2号：500m²以上の事業区域において行われる建築行為

第3号：道路位置の指定を受けて道を築造する行為

なお、事業区域が500m²未満の中高層建築物や共同住宅の建築行為は、狭い道路対策事業の対象となります。

- ・戸建て住宅の建売分譲若しくは集合住宅の分譲を目的とする建築物の建築又は宅地分譲を目的とする宅地の造成である場合。
- ・国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構その他これらに類する者が行う事業である場合。

※対象となる事業の詳細については建築指導課までお問い合わせください。

4. 申請に必要な条件

申請に必要な条件は以下のとおりです。

- ・敷地の境界が全て確定していること。
- ・道路拡幅用地の分筆が可能であること。
- ・所有権以外の権利の抹消が可能であること。

5. 補助金の額及び必要書類

補助金の対象となる作業および補助金の額については、以下のとおりです。

作業内容	補助金の額	備考
測量分筆登記	作業に要した費用の額	240,000円を限度とする。

実績報告書提出時に必要な測量登記関係書類は以下のとおりです。

- ・土地登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・登記済の公図写し（分筆後の公図写し）
- ・地積測量図写し（分筆登記済の地積測量図写し）
- ・道路境界確定図（既存道路の境界確定図と
寄附部分と既存道路の両方が記載されている境界確定図）
- ・寄附後の境界同意書（寄附部分の民有地側に埋設した市境界石等についての
境界同意書）
- ・境界石等の写真（寄附部分に係るもの。位置図も添付。）
- ・測量分筆登記に要した費用に係る領収証の写し

※所有権以外の権利については抹消されていること

6. 道路拡幅部分の整備について

市川市で整備しますので、当市の整備スケジュールに合わせていただくこととなります。

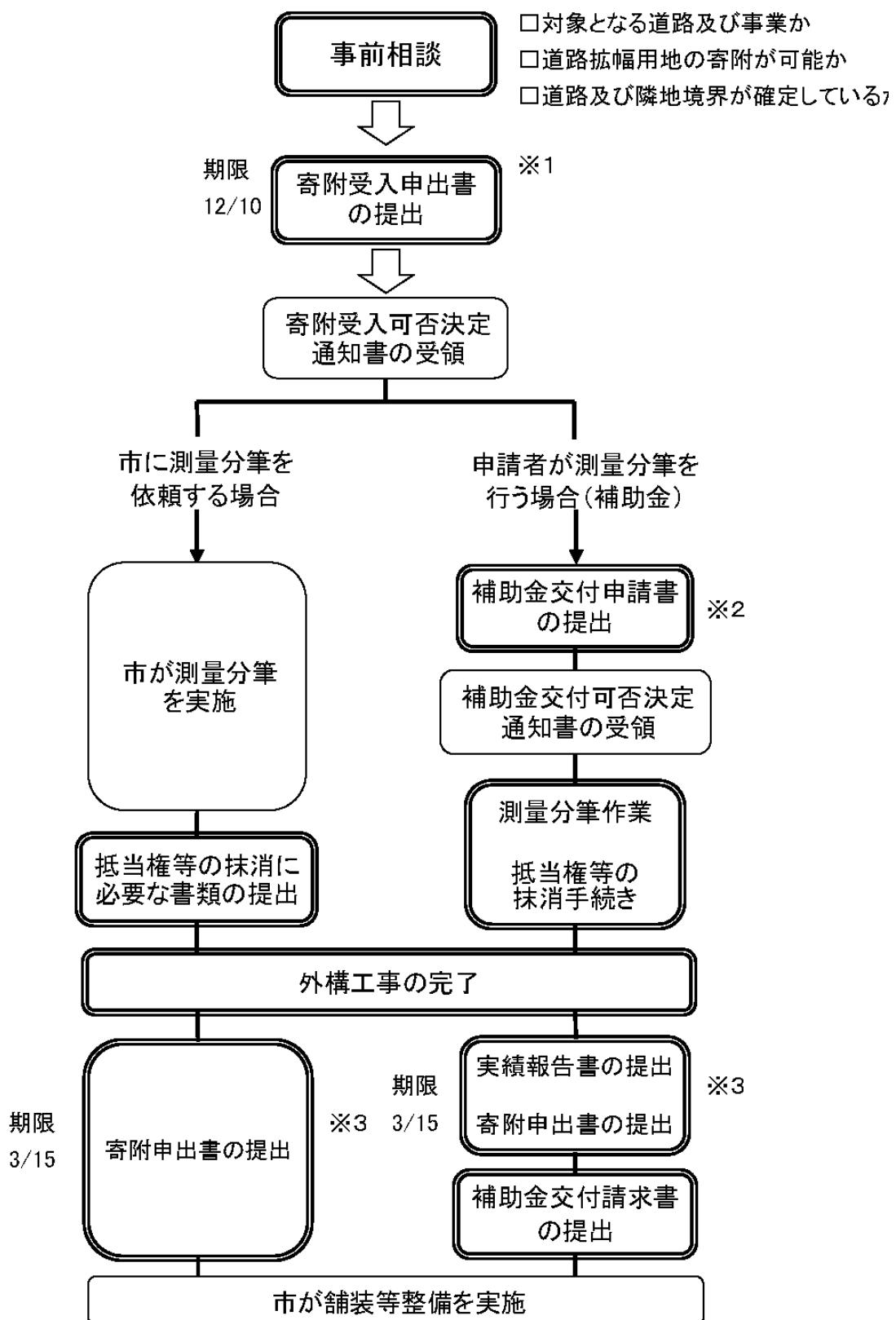
担当課：市川市 街づくり部 建築指導課（道路・許可グループ） 047-712-6334

なお、塀等に関しては別途補助制度があります。詳細は担当部署にご確認ください。

- ・危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金 建築指導課（審査・耐震グループ） 047-712-6337
- ・生垣助成制度 市川市花と緑のまちづくり財団 047-318-5760

■事業のフロー

※事前相談から申出書までの各種書類の提出先は、建築指導課となります。



必要書類

※1: 案内図、境界確定資料、公図の写し、登記事項証明書、抵当権者等が承諾していることの書類 他

※2: 測量分筆登記の見積書の写し 他

※3: 土地寄附証書、登記承諾書、印鑑登録証明書、寄附後の境界同意書 他